

平成21年度 第1回京都市公共事業評価委員会

会 議 次 第

開 催 日：平成21年7月14日（火）

開催時間：午後1時30分～午後4時00分（終了予定）

開催場所：京都ガーデンパレス 2階 「祇園」（京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605）

- ・ 議事内容

平成21年度 フォローアップ対象事業の報告

平成21年度 再評価対象事業の事業概要及び対応方針（案）の説明

京都市公共事業評価委員会事務局からのお知らせ

京都市公共事業評価委員会のこれまでの取組につきましては下記ホームページを御覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000046409.html>

京都市公共事業評価委員会委員名簿

(任期：平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
あらかわ あけ み 荒川 朱美	京都造形芸術大学環境デザイン学科教授
いわさき よしかず 岩崎 義一	大阪工業大学工学部 都市デザイン工学科教授
かわうら あきひこ 川浦 昭彦	同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授
こばやし きよし 小林 潔司	京都大学経営管理大学院教授 京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻教授
さえき ひさこ 佐伯 久子	京都市地域女性連合会副会長
すとう ようこ 須藤 陽子	立命館大学法学部法学科教授
つかもと まり 塚本 真理	京都商工会議所女性会副会長
とくら りょういち 十倉 良一	京都新聞社論説副委員長

平成 2 1 年度 フォローアップ対象事業一覧表

再 評 価 実 施 年 度	補助单独	種 別	番号	事 業 名	備 考
平成19年度	国庫補助事業	街 路 事 業	1	伏見向日町線	
			2	中山石見線	
	京都市单独事業		3	御陵六地藏線（第三工区）	
			4	I・Ⅲ・25鴨川東岸線（第一工区）	
	国庫補助事業	河 川 事 業	5	西野山川	
			6	西高瀬川（有栖川工区）	
			7	善峰川	
		都市公園事業	8	宝が池公園（広域）	
		住 宅 市 街 地 総合整備事業	9	東九条地区	
		土地区画整理事業	10	洛北第三地区	
平成18年度		国庫補助事業	河 川 事 業	1	七瀬川
	京都市单独事業	街 路 事 業	2	西小路通	
	国庫補助事業		3	I・Ⅲ・25鴨川東岸線（第2工区）	
平成17年度	京都市单独事業	街 路 事 業	2	国鉄嵯峨駅北通	完了
			3	山陰街道	
	国庫補助事業		4	向日町上鳥羽線（第二工区）	
			5	8・7・6深草疏水通	
	京都市单独事業	道 路 事 業	6	主要地方道大原花背線（北部周辺地域整備事業）	
		土地区画整理事業	8	上鳥羽南部地区	
			9	竹田地区	
平成16年度	京都市单独事業	街 路 事 業	6	新十条通（伏見工区）	完了
			7	新十条通（山科工区）	完了
平成15年度	京都市单独事業	都 市 公 園 事 業	1	久我橋東詰公園整備事業	完了

平成 2 1 年 度 第 1 回 委 員 会 再 評 価 対 象 事 業

再評価対象事業の該当条件

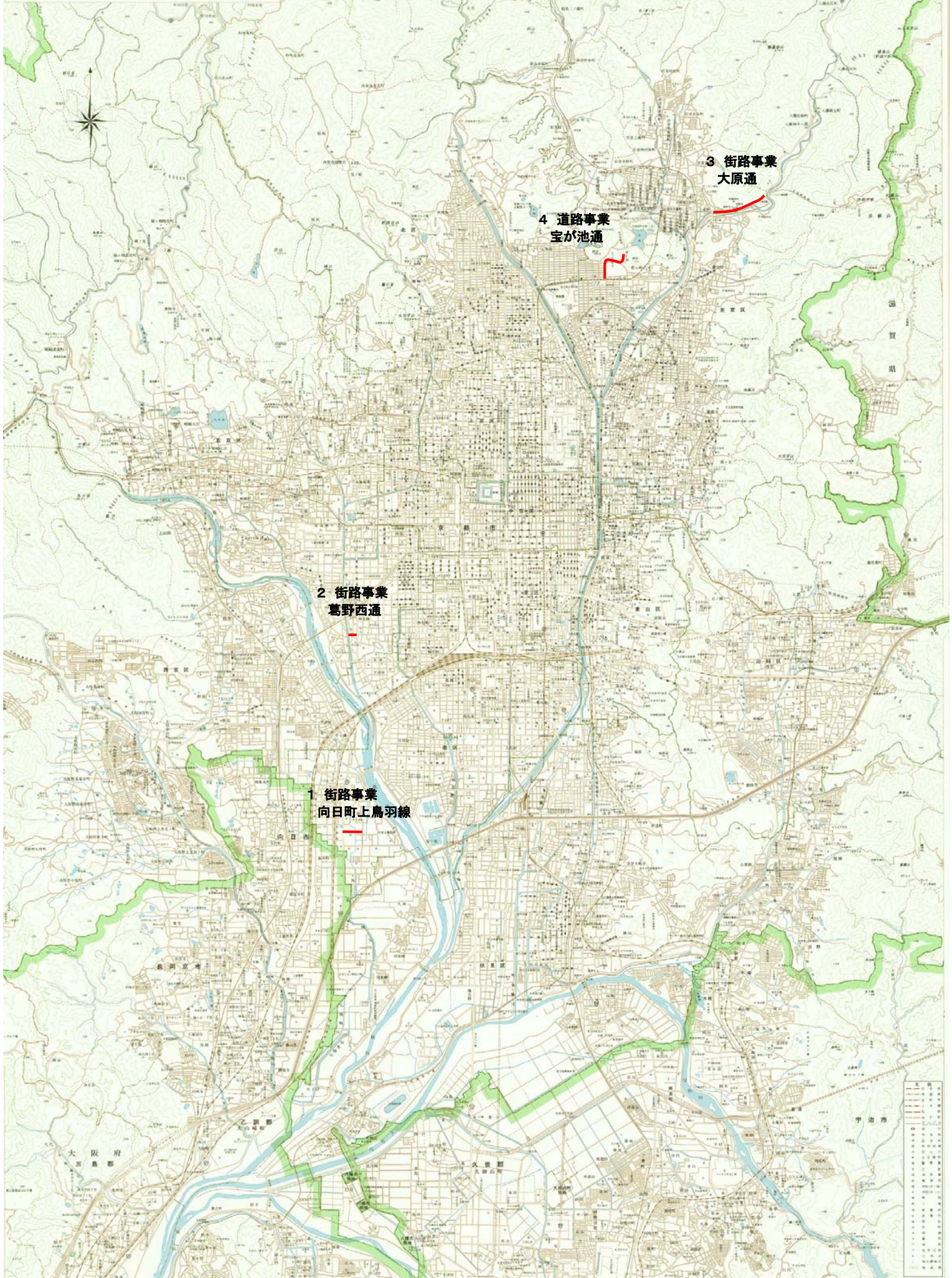
- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	補※ 単	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	経 過 年 数	対 応 方 針 (案)	備 考
街 路 事 業	1	補	向日町上鳥羽線 (第一工区)	延長 L=395m 幅員 W=22.0m	H1	③	21	継続	平成 1 6 年度委員会 での再評価審議事業
	2	単	葛野西通	延長 L=177m 幅員 W=16.0m	H2	③	20	継続	平成 1 6 年度委員会 での再評価審議事業
	3	単	大原通	延長 L=1,114m 幅員 W=12.0m	S59	③	26	継続	平成 1 6 年度委員会 での再評価審議事業
道 路 事 業	4	単	宝が池通	延長 L=820m 幅員 W=11.0～16.5m	H15 (S55)	③	7 (30)	継続	平成 1 6 年度委員会 での再評価審議事業

※ 補：国庫補助事業

単：京都市単独事業

京都市街図 平成21年度 再評価対象事業箇所図



傍聴にあたっての注意事項

事務局

○ 傍聴にあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

○ 傍聴される方は、必ず係員の指示に従ってください。

○ 公開の議事であっても、審議の内容により会議を途中で非公開とする場合がありますのでご了承ください。

○ 以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。